

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 10 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和8年7月27日	【請願の趣旨および理由】 自民党と日本維新の会は6月24日、衆議院の比例定数のみを45削減し、小選挙区はそのままとする衆院議員定数削減法案を衆議院に提出した。法案は衆院の選挙制度協議会で1年以内に結論が得られなければ、比例のみで45議席を削減する内容である。 これに対し、野党が結束して対抗し、多くの国民や団体が抗議したことから、両党は今国会の成立を断念し、継続審議となった。 民意を正確に反映するとされる比例代表の議席のみを大幅に削減することは、多くの国民の声を切り捨てるおそれがあり、日本の民主主義を弱体化させ、独裁的な体制を招く重大な懸念がある。また、議員定数の削減は民意の反映を妨げるだけではなく、国会の役割である行政監視機能を弱めかねない。人口減少などを口実に定数削減ありきの議論がなされているが、そもそも、日本の国会議員数は諸外国と比べても少なく、人口当たりの議員定数は、経済開発協力機構（OECD）加盟国38か国中、下から3番目となっている。 1位のアイスランドでは、人口100万人当たりの国会議員数が176.5人に対し、日本は僅か5.6人でしかない。こうした状況は、衆議院議員の定数を削減する根拠がないことを明確に示している。 選挙制度は議会制民主主義の基本問題であり、国民主権に関わる重大問題であって、国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されなければならない。 以上の趣旨に立って滋賀県議会が、国会および政府に対し、衆議院議員の定数について、比例代表の45議席を削減しないよう強く要請する意見書を提出することを求める。 以上、請願する。
件 名	「衆議院議員の比例代表の定数削減に反対する意見書」の提出を求めることについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	総務・企画・公室常任委員会	
審 査 結 果		